

## 微小粒子状物質（PM2.5）に係る対策の推進を求める意見書

微小粒子状物質（PM2.5）は、環境基本法に基づく大気環境基準の達成率が低く、原因物質とその発生源が多岐にわたり、生成機構も複雑で、いまだ十分に解明されておらず、効果的な対策を講ずることが困難となっている。

微小粒子状物質（PM2.5）については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、平成27年3月に微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方の中間取りまとめがなされ、国内における排出抑制対策の着実な推進が必要とされたが、住民の不安解消に向けた取り組みは十分とはいえない。

よって国におかれては、良好な生活環境を維持し、大気汚染や健康被害に対する住民の不安を払拭するため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 PM2.5の生成機構の解明を早急に進めるとともに、特に影響をうけやすいとされている高感受性者（呼吸器系疾患のあるもの、小児、高齢者等）の健康影響に関する知見の収集に努め、きめ細やかな対応を図ること。
- 2 注意喚起の発令をより迅速に行うため、シミュレーションによるPM2.5の濃度予測の精度を向上させ、より正確な予測の提供に努めるとともに、観測箇所の増強や携帯電話等を通じた周知手段の構築を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（平成30年9月27日 可決）

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
環境大臣 殿

あて

石川県野々市市議会